

新型コロナウイルス感染症に係る支援策一覧 (国及び鳥取県)

給付金・補助金関連

1. 給付金関連

	主な支援策/概要	主な内容	申請方法等
国	持続化給付金 事業全般に広く使える給付金	要件:前年同月比売上50%超減少(2020年1~12月) 給付額:中小法人等200万円、個人事業者等100万円 ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限 ※売上減少分の計算 前年の総売上-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	電子申請 https://jizokuka-kyufu.jp 申請期限:令和3年1月15日 コールセンター 0120-115-570又は 03-6831-0613
	雇用調整助成金(特例措置) 休業手当等の一部を助成	要件:売上高や生産量など生産指標の最近1か月間(休業月)の値が1年前(2年前)の同月に比べ5%以上減少。雇用保険被保険者を1人以上雇用。 日額上限額:15,000円 助成率:解雇せず雇用維持⇒10/10(中小)、3/4(大企業) それ以外の場合⇒4/5(中小)、2/3(大企業) ※教育訓練関連による加算あり。	窓口、郵送、オンライン申請 鳥取労働局 0857-29-1708 鳥取ハローワーク 0857-23-2021 コールセンター 0120-60-3999 緊急応援期間(令和2年4月1日~令和2年9月30日)
	家賃支援給付金 地代・家賃の負担を軽減する給付金	対象:主に中小・小規模事業者。医療・農業・NPO・社会福祉法人など、会社以外の法人(個人事業者・フリーランス)も幅広く対象。個人事業者は、フリーランスを含む。 要件:5月~12月の売上高が、1カ月で前年同月比50%以上減少、又は連続する3カ月合計で前年同月比30%以上減少 給付額:中小法人最大600万円、個人事業者最大300万円 ※支払賃料に基づき算定方法あり	電子申請 コールセンター 0120-653-930 申請期限:令和3年1月15日 (電子申請は同日24時まで)
鳥取県	新型コロナウイルス克服再スタート応援金 家賃固定費等、事業継続などに幅広く活用可能	対象:県内中小企業等(個人事業者を含む。) 要件:事業収入(売上)が前年同月比30%以上減少 給付額:一事業者あたり10万円(複数店舗経営は20万円) ※国の給付金、補助金等との併用も可能	コールセンター (鳥取県商工労働部内) 0857-26-7211 申請期限:令和3年1月29日

2. 補助金関連

	主な支援策/概要	主な内容	申請方法等
鳥取県	頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業補助金 事業や雇用を継続する取組や県産農林水産物を活用した取組等を支援	対象:県内の飲食、宿泊、観光事業者等及びこれらに関わる事業者 補助率:10/10(補助上限10万円) 補助対象例:テイクアウト、移動販売、配達請負、商品メニュー等のPR、おもてなし等の従業員研修、感染対策の店舗清掃等	コロナに打ち克つ!経済対策予算 ワンストップ相談窓口 東部ワンストップセンター (鳥取県食のみやこ推進課内) 0857-26-7985/0857-26-7986 交付申請・実績報告期限: 令和3年1月29日
	危機突破企業緊急応援補助金(経営危機克服型) 新商品開発、新分野進出、新サービスの提供など新たな取組を支援	対象:売上が減少した県内中小企業者等 補助率:3/4(補助上限50万円)、 対象経費:FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費、固定費(賃料、光熱費、通信費)など。 ※固定費については、補助対象経費の1/2が上限。 ※「頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金」との併給可能(但し合計金額は50万円まで)	経済対策予算ワンストップ相談 窓口(鳥取県商工労働部企業 支援課内) 0857-26-7988 申請期限:令和3年1月29日

	主な支援策/概要	主な内容	申請方法等
鳥取県	新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 感染予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を支援	対象:飲食店・宿泊施設・観光関係・その他売上が急減した接客を伴う営業店舗 補助率:9/10(補助上限20万円)、複数店舗を有する事業者は40万円 対象経費:マスク等衛生用品、透明ビニールシート等物品購入費、パーテーション・換気設備等の設置・改修費など	経済対策予算ワンストップ相談 窓口(鳥取県くらしの安心推進 課内) 0857-26-7989 申請期限:令和3年1月29日
	地域で頑張るお店応援事業補助金 複数事業者で連携し、地域の需要喚起につながる取組を支援	対象:県内中小企業者等により構成されるグループ(2社以上での連携) 1社1回限り20万円×参加事業者数(200万円を上限) 補助率:3/4	コールセンター (鳥取県商工労働部内) 0857-26-7211 申請期限:令和3年1月29日
	鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金 地域のにぎわい回復に取り組む商店街や事業者を支援	メニュー:①商店街等によるにぎわい回復 商店街等で持続的な集客や販売力向上を目指す取組 ②事業者等によるにぎわい回復 駅、中心市街地のコミュニティー拠点周辺の施設等で開催されるイベント・キャンペーン等。 対象:①県内商店街組織等 ②県内事務所又は活動拠点を有する事業者等 補助上限額:①100万円 ②50万円 補助率:3/4(①、②共に)	鳥取県商工労働部企業支援課 0857-26-7217 申請期限:令和2年10月30日 まで(①、②共に)
	非対面型販売促進事業補助金 非対面型の商談や販売促進の取組を支援	対象:県産農林水産物の食品加工事業者(6次産業化に取組む農林漁業者及び法人を含む) 補助率:2/3(補助上限50万円) 対象経費:ネット商談・ネット販売・カタログ販売等に係る経費・試供品製造費・商品チラシ作成費・食品衛生用品費など	業種の区分により連絡先が異なるため、下記URLよりご連絡ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/291419.htm 申請期限:令和3年1月31日 まで
	企業内感染症防止対策補助金(緊急対応型) 感染拡大の抑制に向け、企業内の感染防止対策を支援	対象者:県内中小企業者等 補助対象:①事前感染予防事業 オフィス内等での感染予防を目的とした事業 ②発生時拡大防止事業 オフィス内等で感染者発生時の対応を行うための事業 補助率:3/4(上限20万円) 対象経費:オフィス内等の簡易的・緊急的な感染予防のための物品・衛生用品等にかかる経費(衛生用品※は補助対象経費の1/2以内)	経済対策予算ワンストップ相談 窓口(鳥取県商工労働部 商工 政策課内) 0857-26-7987 申請期限:令和3年1月29日
企業内感染症防止対策補助金(体制整備型) 継続的な感染予防に必要な環境整備やサービス改善等の取組を支援	対象者:県内中小企業者等 補助対象事業:・ガイドラインに沿った感染症対策を行うための事業 ・感染症対策としての販売手法転換等、ビジネス形態転換などを行うための事業 補助率:3/4(上限200万円) 対象経費:システム導入費や機器導入費、及び改修費等 ※維持管理費や消耗品費(マスク・消毒液等)、パソコン等汎用品の購入費は除く	経済対策予算ワンストップ相談 窓口(鳥取県商工労働部 商工 政策課内) 0857-26-7987 申請期限:令和3年1月29日	

※その他、新型コロナウイルス感染症に係る支援策については、本会HP「新型コロナウイルス感染症に関する特設サイト」
(http://www.chuokai-tottori.or.jp/?news-categories=covid19)をご覧ください。